

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年12月21日（平成27年（行個）諮問第201号）

答申日：平成28年4月20日（平成28年度（行個）答申第1号）

事件名：本人に係る個人情報を無断で総務省行政評価局から取り寄せて利用したことが分かる文書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求につき，別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成25年11月26日付け国近整総第148号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

全ての保有個人情報の開示を求める。

審査請求人に無断で総務省和歌山行政評価事務所（以下「行政評価事務所」という。）から取り寄せた近畿地方整備局紀南河川国道事務所（以下「紀南事務所」という。）に対する苦情申立について，個人情報保護法違反の理由から行政評価事務所から返還を求められ，それを返還し，そのときのやり取りについての記録（報告書等）が一切なく，また入手記録として当然コピーはなされているはずであるが，部分開示されたものは，以前近畿地方整備局に対して行った関係のない開示請求文書のみであり，本件請求の意図するものとは全く異なる。

公務員側の都合の悪いことは，全て個人情報であるとして不開示とし，審査請求人の個人情報が出鱈目な扱いを受け，人権が著しく侵害された事実を証するための情報の開示を求めているのである。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年1月25日付け（同月27日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件請求保有個人情報の開示を求めて行われたものである。

本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する決定を行った。

本件審査請求は、諮問庁に対し、開示された文書は、本件開示請求の意図するものとは全く異なり、本件請求保有個人情報に係るやり取りについての記録は不存在のほずがないとして、原処分の取消しを求めてなされたものである。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

諮問庁において、原処分の妥当性について検討した結果は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、行政評価事務所から取り寄せた紀南事務所に対する苦情申立てについて、総務省から返還を求められたときのやり取りについての記録（報告書等）が一切ないわけがなく、また入手記録として当然コピーはなされているはずであると主張する。

(2) 本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、開示した文書の外に本件請求保有個人情報に該当すると思われる文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室及び書庫等を入念に探索させたが、本件請求保有個人情報については、行政評価事務所へ返送していることから、開示した文書の外に本件請求保有個人情報に相当する文書の存在は確認できなかった。また、パソコン内のデータについても探索を行ったが、本件請求保有個人情報の存在は確認できなかった。

3 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象保有個人情報を特定した原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月21日 諮問
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月27日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月29日 審議
- ⑤ 同年4月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めたものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報をも特定し全部開示する一方、その余の保有個人情報は保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、開示された文書は、本件開示請求の意図するものとは全く異なり、やり取りについての記録は不存在的なはずがないとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 平成18年に国道42号線の特定地点にカーブミラーを設置した際に、その占用料に関して紀南事務所職員が違法行為を行ったとして、審査請求人が行政評価事務所に苦情申立書に基づき行政相談を行った。

本件開示請求は、その際に審査請求人が行政評価事務所へ提出した資料等を、紀南事務所が行政評価事務所から取り寄せて利用したことについて、保有個人情報開示請求書の「個人情報を審査請求人に無断で利用したことが分かる情報。(本件苦情申立て、情報公開開示請求文書等も含む)」との記載により開示を求めたものである。

イ 紀南事務所においては、本省路政課を通じて、総務省行政評価局から行政相談があった旨の連絡を受けたことから、その事実確認等を行う必要があったため、行政評価事務所に依頼をして関係資料の提供を受けたものである。

紀南事務所への関係資料の提供については、行政相談の処理を円滑かつ適切に行うに当たり必要なものと判断されること、また、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると判断されたことから、法8条2項3号の規定に基づき提供を受けたものであり、適法なものと認識している。

しかしながら、関係資料の利用目的が達成されていること、また、適法ではあるものの、審査請求人から個人情報保護法違反ではないかとの申出を受けたことから、総務省行政評価局から、行政評価事務所へ関係資料を返却するよう要請を受けたものである。

このような経緯により、関係資料については行政評価事務所へ返送しており、また、返送の際には関係資料のコピーも取っていない。

ウ また、開示決定の時点において、審査請求人に対し、本件請求保有個人情報における「情報公開開示請求文書等」について、開示の対象となるのは、平成18年1月及び2月に審査請求人が提出した保有個人情報開示請求書であるが、間違いはないか確認したところ、審査請求人からは当該開示請求書で間違いのない旨の回答があったことから、当

該開示請求書を開示したものである。よって、この外に「情報公開開示請求文書等」に該当する文書は保有していないため、本件対象保有個人情報と特定したことは妥当である。

エ 本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象保有個人情報の外に保有個人情報に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫及びパソコン内のデータ等を入念に探索させたが、保有個人情報に該当する文書の存在は確認できなかった。

オ 以上のことから、諮問庁としては、本件対象保有個人情報を特定した原処分は妥当であると考ええる。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、近畿地方整備局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

平成18年1月10日、近畿地方整備局職員が、特定地内国道42号線カーブミラー設置の占用料の詐取等の紀南河川国道事務所職員による違法行為の説明のために総務省和歌山行政評価局に提出した告訴のための準備書面である証拠写真、資料、苦情処理票、申立人の職業・役職・屋号・携帯電話の番号等記載された書面の他人に知られたくない個人情報を申立人に無断で同行政評価局から取寄せ利用したことが分かる情報。(本件苦情申立て、情報公開開示請求文書等も含む)

2 本件対象保有個人情報

保有個人情報開示請求書（平成18年1月16日受付，平成18年2月13日受付）